



令和6年度 幼稚園・保育所・認定こども園利用のご案内

◇ 目 次 ◇

教育・保育施設等を利用する前に

- 1. 施設の種類 1
- 2. 施設を利用するには 1
- 3. 教育・保育給付認定 2
- 4. 教育・保育給付認定区分と利用できる施設を確認してみましょう 4
- 5. 利用できる施設一覧 5

幼稚園等の利用の申込みについて

- 1. 幼稚園等の利用手続きの流れ 7
- 2. 教育・保育給付認定（1号認定）申請に必要な書類 7
- 3. 幼稚園等の利用開始日 8
- 4. 申請書類の提出締切 8

保育所等の利用申込みについて

- 1. 保育所等の利用手続きの流れ 9
- 2. 教育・保育給付認定（2・3号認定）申請と保育所等利用申請に必要な書類 9
- 3. 保育所等の入所日 10
- 4. 令和6年4月からの保育所等新規入所申込受付 11
- 5. 利用調整（選考）について 12

保育料等について 13

幼児教育・保育の無償化について

- 1. 無償化の対象 16
- 2. 施設等利用給付認定 17
- 3. 給付方法と上限額 17
- 4. 施設等利用認定（1・2・3号認定）申請に必要な書類 18

利用開始後に必要な手続き

- 1. 家庭の状況等が変わったとき 19
- 2. 保育を必要とする事由（保護者の状況）が変わったとき 20
- 3. 現況届（年1回の手続き） 20



【問合せ先】
 黒石市福祉総務課こども未来係（第2庁舎1階）
 電話0172-52-2111 内線511・515・516
 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1

教育・保育施設等を利用する前に

1 施設の種類

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
教育時間は昼過ぎ頃までの1日4～5時間で、3～5歳の子どもであればどなたでも利用できます。

保育所：就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
0～5歳の子どもで、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する場合利用できます。
集団生活に慣れさせることを目的に利用することはできません。

認定こども園：教育と保育を一体的に行う施設
幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設です。
幼稚園機能部分は、3～5歳の子どもであればどなたでも利用できます。
保育所機能部分は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する場合利用できます。

※ この案内で、「幼稚園等」とは幼稚園、認定こども園の教育部分をいい、「保育所等」とは保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育事業（黒石市内に実施施設等はありません。）をいいます。

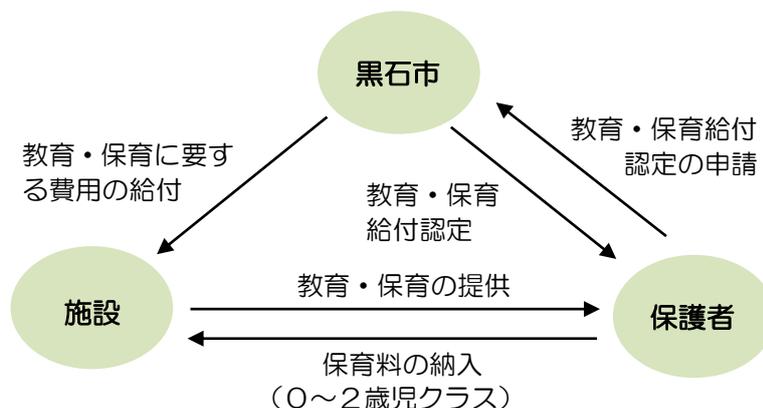
2 施設を利用するには

子ども・子育て新制度では、幼稚園（新制度に移行していない幼稚園を除く。）や保育所、認定こども園を利用するために、**教育・保育給付認定**を受けることが必要です。

◆教育・保育給付とは

教育・保育に必要な費用は、保護者の皆様に負担していただく保育料（0～2歳児クラス）のほかに、国・県・市の負担金によって賄われています。教育・保育給付認定とは、国などから教育・保育に必要な費用の給付を受けるための認定です。

この給付は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は保護者の皆様へ給付せず、市から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」といいます。



3 教育・保育給付認定

子どもの年齢、保護者の就労状況等から、市が教育・保育の必要性に応じて1号から3号までの3つの区分に認定し、教育・保育給付認定決定通知書を交付します。認定内容は、**子どもの認定区分、保育必要量（保育所等の利用時間）、保育を必要とする事由、有効期間**です。

黒石市では原則、支給認定証を交付していません。交付を希望する場合は、申請書の「支給認定証交付希望欄」の「有」を選択してください。なお、支給認定証は、記載内容に変更が生じたり、有効期間が切れた際には市に返却する必要があります。

◆認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで、保護者の就労や疾病などにより保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労や疾病などにより保育所等での保育を希望する場合	

◆保育を必要とする事由・保育必要量

保育を必要とする事由（保護者の状況）		保育必要量 ※ （保育所等の利用時間）
就労（雇用されている方・ 農業・自営業・内職）	月120時間以上	標準時間
	月48時間以上120時間未満	短時間
妊娠・出産		標準時間
疾病・障がい		標準時間または短時間
同居または長期入院等している親族の介護・看護		
災害復旧		標準時間
求職活動（起業準備を含む。）		短時間
就学・職業訓練	月120時間以上	標準時間
	月48時間以上120時間未満	短時間
虐待やDVのおそれがあること		標準時間または短時間
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、現在利用中の施設の継続利用が必要な場合 * 育児休業期間中は、保育を必要とする基準に該当しないため（家庭での保育が可能）、育児休業の対象となっている子どもやその兄弟が、保育所等を新規に利用申込みすることはできません。		短時間
その他上記に類する状態として市長が認める場合		標準時間または短時間

※ 保育を必要とする事由によって保育必要量が決まります。

保育標準時間：1日最長 11 時間の利用	標準・短時間の利用時間帯は各施設で設定しています。 それ以外の時間は延長保育（有料）の利用となります。
保育短時間：1日最長 8 時間の利用	

- 保育必要量は、保護者の就労時間の状況等により市が決定します。希望どおりとならないことがありますので、ご了承ください。
- 父母のどちらかの事由が「短時間」に該当する場合は、保育短時間認定となります。
- 「標準時間」に該当する場合は、保護者の希望により「短時間」利用を選択できます。
- 保育料は「標準時間」と「短時間」で異なります。

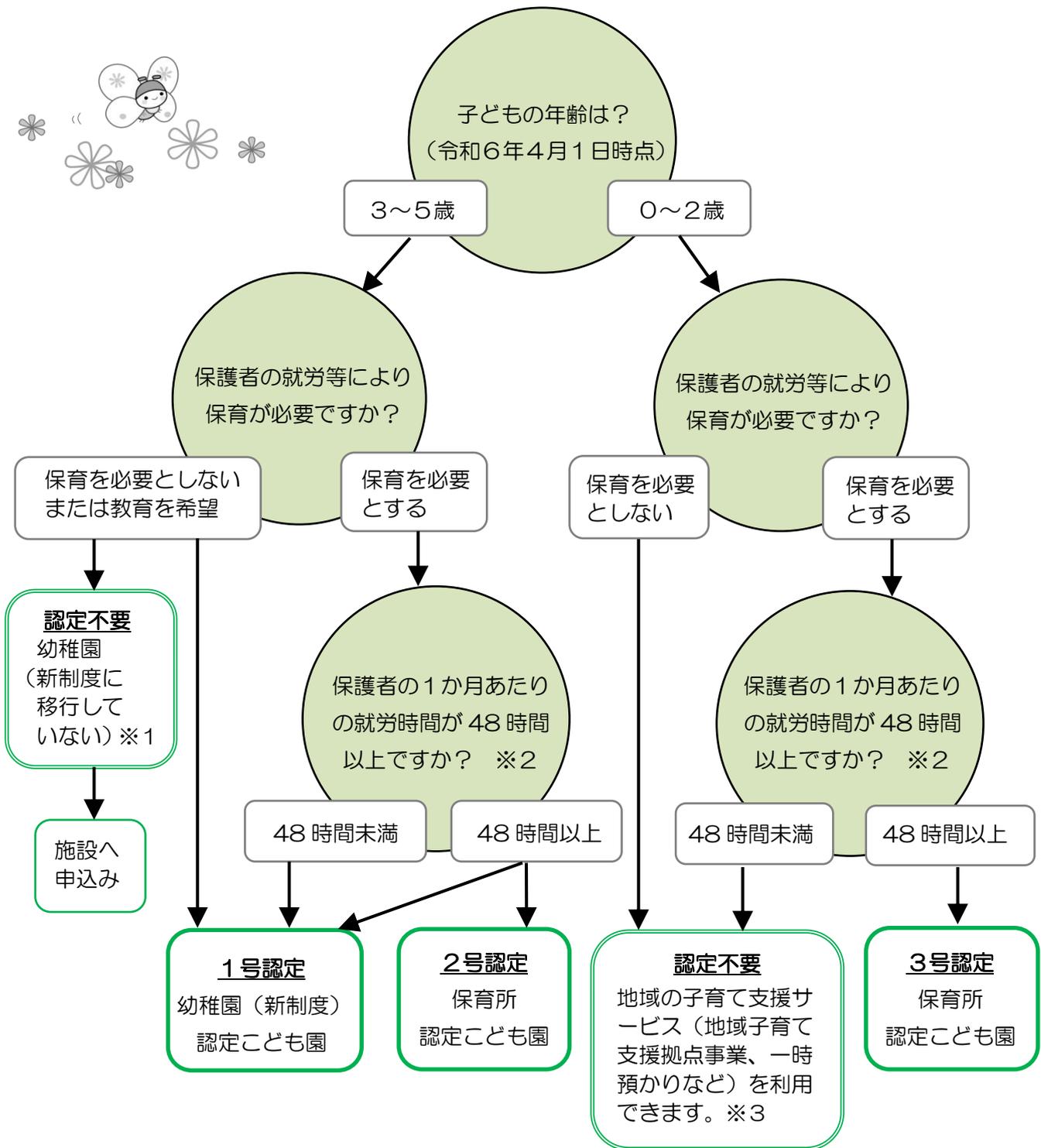
◆有効期間

基本的に1号認定、2号認定は就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日までとなります。

ただし、下記に該当する事由の場合は有効期間が異なります。認定の有効期間を超えて施設を利用することはできません。

保育を必要とする事由	認定の有効期間
妊娠・出産	出産（予定）日の8週前の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	療養を必要としなくなるまで
親族の看護・介護等	看護・介護を必要としなくなるまで
求職活動（起業準備を含む。）	利用開始月から3か月間
就学・職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業	原則、育児休業の対象となっている子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで
その他市長が認める場合	必要と認める期間

4 教育・保育給付認定区分と利用できる施設を確認してみましょう



※1 黒石市内には新制度に移行していない幼稚園はありません。
 ※2 保護者の1か月あたりの就労時間は、保護者1人あたりの就労時間です。保護者で時間が異なる場合は、時間が少ない方で判定します。
 ※3 地域の子育て支援サービスはすべての子育て家庭が利用できます。利用の際は、各施設に直接お問い合わせください。

5 利用できる施設一覧

令和5年12月現在の市内施設の状況です。今後、認定こども園への移行や利用定員が変更となる場合があります。

施設の名称	利用定員	所在地	電話番号	開所・閉所時間 (延長保育も含んだ時間)	子育て支援拠点	一時預かり	休日保育	病後児保育
認定こども園 (利用可能な認定区分 1号・2号・3号)								
認定こども園美しの森	80	錦町 17	52-5435	7:00~19:00		○	○	
認定こども園たけみ	60	角田 65-2	52-5189	7:00~19:00				
中郷こども園	100	末広 67-11	53-3715	6:00~20:00	○	○	○	○
幼保連携型認定こども園 黒石保養園	82	西ヶ丘 63	52-2758	7:00~19:00			○	
つくし第二こども園	80	作場町 88-2	52-8201	7:00~20:00		○	○	
六郷保育園	65	三島字宮元 93	52-2170	7:00~19:00		○		
上十川保育園	55	上十川字大野一番 8-5	52-4320	7:00~19:00		○	○	
あけぼのこども園	70	あけぼの町 95	53-1992	7:00~19:00	○	○		
美郷こども園	110	追子野木二丁目 181-1	52-3890	6:30~19:30	○	○	○	
つくし第一こども園	60	小屋敷字宮岸 20-5	52-4349	7:00~20:00		○	○	
山形こども園	25	花巻字長坂南 4-3	52-3200	7:00~19:00		○		
認定こども園東雲幼稚園	55	上山形字中野馬場 24-2	54-8220	7:00~19:00		○		
保育所 (利用可能な認定区分 2号・3号)								
アリス保育園	130	内町 21-3	52-3389	6:30~20:00	○	○	○	
黒石若葉保育園	50	乙徳兵衛町 59	52-5433	7:00~19:00		○	○	
幸成保育園	50	北美町三丁目 68-6	53-5011	6:00~20:00		○	○	○
千徳保育園	50	浅瀬石字村上 214-2	52-5430	7:00~19:00			○	
幼稚園 (利用可能な認定区分 1号)								
聖テレジア幼稚園	15	大町二丁目 68	52-3072	8:00~17:30				

**見学や事前相談をオススメしている施設もあります。
詳細は、希望施設にお問合せください。**

❖地域子育て支援拠点事業

おおむね3歳未満の子どもとその保護者が交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

❖一時預かり事業

保育所等に在籍していない子どもが、家庭において保育を受けることが一時的に困難になったときに、預かる事業です。

❖休日保育事業

保育所等に在籍している子どもが、市から認定を受けた保育を必要とする事由により、休日（日曜日、祝日）に保育所等を利用できる事業です。就労により保育所等を利用している場合は、就労による利用のみとなります。

❖病後児保育事業

保育所等を利用している子どもが、病気の回復期で集団保育の困難な期間に、保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。

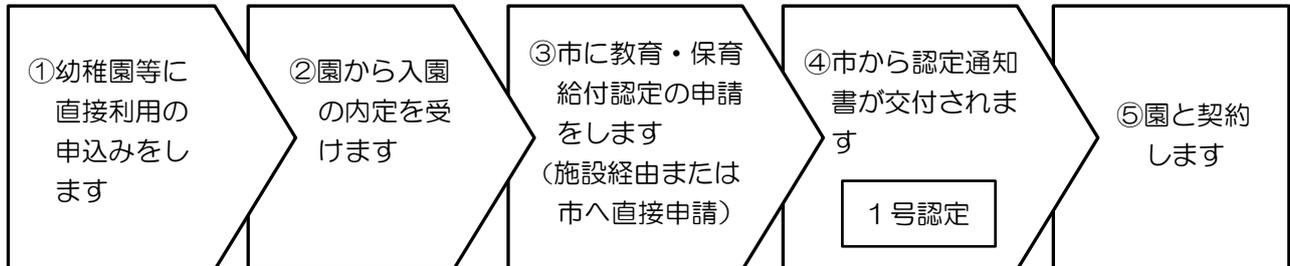
※ 各事業の利用を希望する場合は、各施設に直接お問い合わせください。



幼稚園等の利用の申込みについて

1 幼稚園等の利用手続きの流れ

教育を希望し（または保育を必要としない）、幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用する場合



※新制度に移行していない幼稚園を希望する場合は、②から④の手続きは不要となります。

2 教育・保育給付認定（1号認定）申請に必要な書類

◆すべての方に提出・持参していただく書類等

教育・保育給付認定申請書	児童1人につき1枚
同居する家族全員のマイナンバーがわかるもの	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載のある住民票など
窓口で申請する保護者の本人確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証など

※ 施設を経由して提出する場合は、市担当課においてマイナンバー確認と本人確認をします。教育・保育給付認定申請書、家族全員のマイナンバーカード等の写し、保護者の本人確認書類の写しを添付し、封筒に入れて封をして施設に提出してください。施設では開封せず、市担当課で開封・確認します。

◆世帯の状況により必要となる書類 ※この他にも必要に応じて書類等の提出を求められることがあります。

提出が必要な場合	必要な書類等
児童の兄・姉が、新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合	在園証明書 ※利用希望開始月に在園していることを証明するもの
児童と別居しているが、生計を同じくする兄・姉がいる場合	別居している兄・姉の学生証または健康保険証の写し
黒石市に転入予定で認定申請する場合	・転入に関する確認書 ・賃貸契約書、不動産売買契約書、工事請負契約書の写しなど、転入後の住所が確認できる書類

3 幼稚園等の利用開始日

幼稚園等の利用は毎月1日からとなり、月途中からの利用はできません。

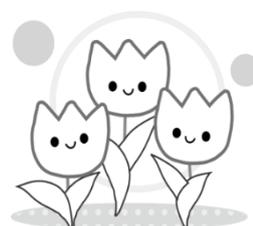
4 申請書類の提出締切

利用開始希望月の前月15日（15日が土・日・祝日の場合はその直前の開庁日）までに申請書類を提出してください。

<例 8月から利用希望 ⇒ 7月15日（木）までに提出>

○受付場所：黒石市役所 福祉総務課 こども未来係（第2庁舎1階）

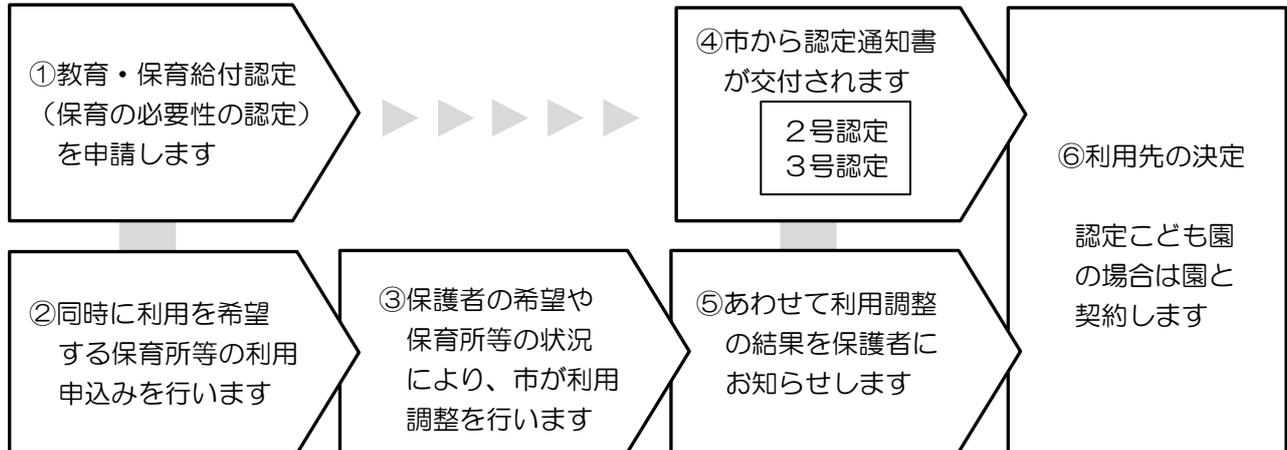
○受付時間：平日 午前8時15分から午後5時まで



保育所等の利用の申込みについて

1 保育所等の利用手続きの流れ

保育を必要とし、保育所、認定こども園（保育部分）を利用する場合



2 教育・保育給付認定（2・3号認定）申請と保育所等利用申請に必要な書類

◆すべての方に提出・持参していただく書類等

教育・保育給付認定申請書（保育所等利用申請書）	児童 1 人につき 1 枚
同居する家族全員のマイナンバーのわかるもの	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票など
窓口で申請する保護者の本人確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証など
父母の保育を必要とする事由を証明するもの	【別表】の該当する保護者の状況により、必要な書類を提出してください。

◆世帯の状況により必要となる書類 ※この他にも必要に応じて書類等の提出を求められることがあります。

世帯の状況	必要な書類等
同居家族に障がいのある方がいる場合（入所する児童を含む。）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書などの写し
児童の兄・姉が、新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合	在園証明書 ※利用開始希望月に在園していることを証明するもの
児童と別居しているが、生計を同じくする兄・姉がいる場合	別居している兄・姉の学生証又は健康保険証の写し
黒石市に転入予定で利用申込みをする場合	・転入に関する確認書 ・賃貸契約書、不動産売買契約書、工事請負契約書の写しなど、転入後の住所が確認できる書類

【別表】

保護者の状況	必要な書類等
就労（外勤・農業・自営業・内職）	・ 就労証明書
妊娠・出産	・ 申立書 ・ 母子健康手帳の写し（表紙と出産（予定）日がわかるページ）
疾病・障がい	・ 申立書 ・ 各種障害者手帳等の写し又は医師の診断書（所定の様式）
同居または長期入院等している親族の介護・看護	・ 申立書 ・ 介護・看護される親族についての医師の診断書（所定の様式）
求職活動（起業準備を含む。）	・ 申立書 ・ ハローワーク受付票の写し
就学・職業訓練	・ 申立書 ・ 学生証又は在学証明（許可）証などの写し ・ 時間割など就学時間がわかるもの
災害復旧	・ 申立書 ・ 被災証明書

※ 利用開始後、保護者の状況が変わった方（退職、転職、育児休業を取得するなど）は、変更手続きが必要です（20 ページ）。

3 保育所等の入所日

保育所等の入所は毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。

4 令和6年4月からの保育所等新規入所申込受付

受付場所：黒石市役所 福祉総務課 こども未来係（第2庁舎1階）

期 間：令和6年1月4日（水）～1月21日（日）

※20日（土）・21日（日）以外の土・日・祝日を除きます。

時 間：午前8時15分から午後5時まで

夜間窓口：15日（月）～19日（金）午前8時15分から夜7時まで

上記受付期間内に定員に達する施設もありますので、4月入所を希望される場合は、
申込みに必要な書類を全てそろえて、期間内にお申し込みください。

1月21日までに申し込みをされた方の入所の可否は、2月末頃に郵送で通知します。

1次受付

1/21^日まで

◆1次受付終了後の申請締切

上記受付期間後は、入所希望月の前月15日（15日が土・日・祝日の場合はその直前の開庁日）
までにお申し込みください。

<例 8月入所希望 ⇒ 7月15日（木）までに提出>

○受付場所：黒石市役所 福祉総務課 こども未来係（第2庁舎1階）

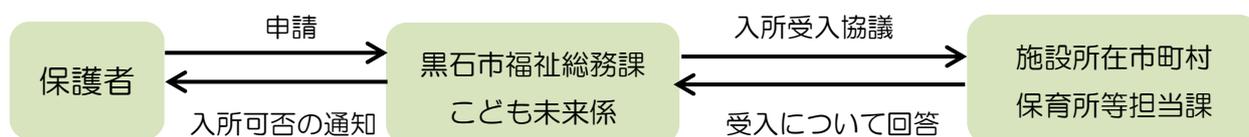
○受付時間：平日 午前8時15分から午後5時まで

◆黒石市外の保育所等への入所を希望する方（広域入所）

市外の保育所、認定こども園（保育部分）への入所を希望する場合も、黒石市に申請が必要です。

施設の所在する市町村によって入所申し込みの締め切りが異なりますので、希望施設がある市町村
に事前に締切日を確認のうえ、締切日の一週間前までに黒石市に申請してください。

広域入所は、年度ごとに施設のある市町村に入所受入協議を行います（市町村によっては、年度ご
との入所受入協議を行わず、卒園まで継続利用できる場合があります）。施設の状況によっては継続
利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



5 利用調整（選考）について

利用調整とは、保護者が希望する保育所等の中から施設の状況を確認し、入所できる保育所等の調整を行うことをいいます。

利用調整の結果は、入所を希望する月の前月20日頃に郵送で通知します。

保育所等への入所申込み人数が入所できる人数を超えるときは、「黒石市保育の実施に関する規則」に定める利用調整基準に基づき、保育の必要性が高い順に決定します。

◆入所が決まった場合

施設に連絡し、入所の準備をしてください。認定こども園の場合は、保護者と施設が契約します。

◆入所保留となった場合

年度内3月入所まで、毎月利用調整の対象となります。

2回目以降の入所決定通知は、入所が決まったときのみ送付します（継続して保留の場合は、通知は送付しません）。

希望する施設を変更する場合や、申請を取り下げる場合は、こども未来係までご連絡ください。

利用料（保育料）・副食費について

◆0歳から2歳

保育料は、原則として父母の市町村民税の合計額によって決定します。ただし、父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合や、子どもが祖父母等の扶養となっている場合は、その方を含めて算定します。父母の所得額が76万円（ひとり親世帯は38万円）以下の場合で、同居の祖父母等が最多所得者又は最多納税者であるときは、祖父母等を家計の主宰者とします。

利用料（保育料）の他に必要な費用を負担することもあります。詳しくは施設へご確認ください。

◆3歳から5歳

3歳から5歳のすべての子どもの利用料（保育料）は無料となっています。ただし、副食費（おかず、おやつなど）や通園送迎費、行事費などは保護者の負担となります。

1号認定子どもは、利用を開始する満3歳から無料となります。

2号認定子どもは、4月1日時点の年齢区分（クラス年齢）を適用し、年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合は、翌年度の4月から無料となります。

◆副食費の徴収免除について

次の①又は②に該当する子どもについては、副食費の徴収が免除となります。免除となる方には市から通知します。

①父母の市町村民税の合計額が57,700円未満（ひとり親世帯等と1号認定は77,101円未満）

父母以外に家計の主宰者（主に生計を維持する者）がいる場合や、子どもが祖父母等の扶養となっている場合は、その方を含めて判定します。

②第3子以降の子ども

1号認定子どもは、同一世帯の小学校3年生までの子どもの3人目以降

2号認定子どもは、同一世帯の小学校就学前の子どもの3人目以降

◆保育料算定と副食費免除の判定における税額は次のとおりです。

4月～8月分の判定・・・令和5年度市町村民税額

9月～3月分の判定・・・令和6年度市町村民税額

◆お支払いについて

	利用料（保育料）		副食費
	保育所	認定こども園	保育所・認定こども園
市内	施設にお支払いください		施設にお支払いください
市外	毎月中旬頃に、市から保育料の納付書を送付します。最寄りの金融機関でお支払いください。		

◆保育料基準額表（3号認定）

階層 区分	定 義	3歳未満（0～2歳児クラス）		
		月額保育料 （上段：保育標準時間 下段：保育短時間）		
		1人目	2人目	3人目
A	生活保護世帯等	0		
B	市町村民税非課税世帯			
C 1	市町村民税均等割のみ課税世帯	14,000	7,000	無料
		13,700	6,850	
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	6,500	0	
		6,350	0	
C 2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	17,000	8,500	
		16,700	8,350	
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	8,000	0	
		7,850	0	
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	23,000	11,500	
		22,600	11,300	
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	9,000	0	
		8,800	0	
D 2	市町村民税所得割課税額 57,700円以上67,000円未満	23,000	11,500	
		22,600	11,300	
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	9,000	0	
		8,800	0	
D 2	市町村民税所得割課税額 67,000円以上82,000円未満	26,000	13,000	
		25,500	12,750	
	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	9,000	0	
		8,800	0	
D 3	市町村民税所得割課税額 82,000円以上97,000円未満	28,000	14,000	
		27,500	13,750	
D 4	市町村民税所得割課税額 97,000円以上113,000円未満	34,000	17,000	
		33,400	16,700	
D 5	市町村民税所得割課税額 113,000円以上169,000円未満	36,000	18,000	
		35,300	17,650	
D 6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	39,000	19,500	
		38,300	19,150	
D 7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	43,000	21,500	
		42,200	21,100	
D 8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	43,000	21,500	
		42,200	21,100	

所得割課税額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除等）の適用前の課税額です。

未申告などで税額が確認できない場合は、最高額D8に決定することがあります。

◆児童の数は、次のとおり年齢の高い順に1人目、2人目…と数えます。

- (1) 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯、障がい者がいる世帯は77,101円未満の世帯）においては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし）
- (2) 上記以外の世帯においては、教育・保育給付認定保護者と同一世帯にいる保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している小学校就学前までの子ども

※ 市独自の施策として、同一世帯にいる18歳未満（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある）子どものうち3人目（第3子）以降の子どもであって、年齢が3歳未満の場合、当該3人目以降の児童の保育料を無料としています。

◆副食費徴収免除基準表（1号認定）

階層区分	定 義	1 人目	2 人目	3 人目
A	生活保護世帯	免除		
B	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）			
C	市町村民税所得割 77,101 円未満			
D	市町村民税所得割 211,201 円未満	対象外		免除
E	市町村民税所得割 211,201 円以上			

※D～E階層の世帯は、小学校3年生までの児童を算定対象とし、最年長の児童から順に数えます。

◆副食費徴収免除基準表（2号認定）

階層区分	定 義	3 歳以上（3～5 歳児クラス）				
		1人目	2人目	3人目		
A	生活保護世帯等	免除				
B	市町村民税非課税世帯					
C 1	市町村民税均等割のみ課税世帯 ひとり親世帯、障がい者がいる世帯					
C 2	市町村民税所得割課税額48,600円未満 ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	免除				
D 1	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満 ひとり親世帯、障がい者がいる世帯				対象外	免除
	市町村民税所得割課税額57,700円以上67,000円未満 ひとり親世帯、障がい者がいる世帯					
D 2	市町村民税所得割課税額67,000円以上82,000円未満 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	対象外	免除			
	市町村民税所得割課税額82,000円以上97,000円未満					
D 4	市町村民税所得割課税額97,000円以上113,000円未満	対象外				
D 5	市町村民税所得割課税額113,000円以上169,000円未満					
D 6	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満					
D 7	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満					
D 8	市町村民税所得割課税額397,000円以上					

所得割課税額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除等）の適用前の課税額です。

未申告など税額が確認できない場合は、最高額D8に決定することがあります。

◆児童の数は、次のとおり年齢の高い順に1人目、2人目…と数えます。

- (1) 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯、障がい者がいる世帯は77,101円未満の世帯）においては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし）
- (2) 上記以外の世帯においては、教育・保育給付認定保護者と同一世帯にいる保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している小学校就学前までの子ども

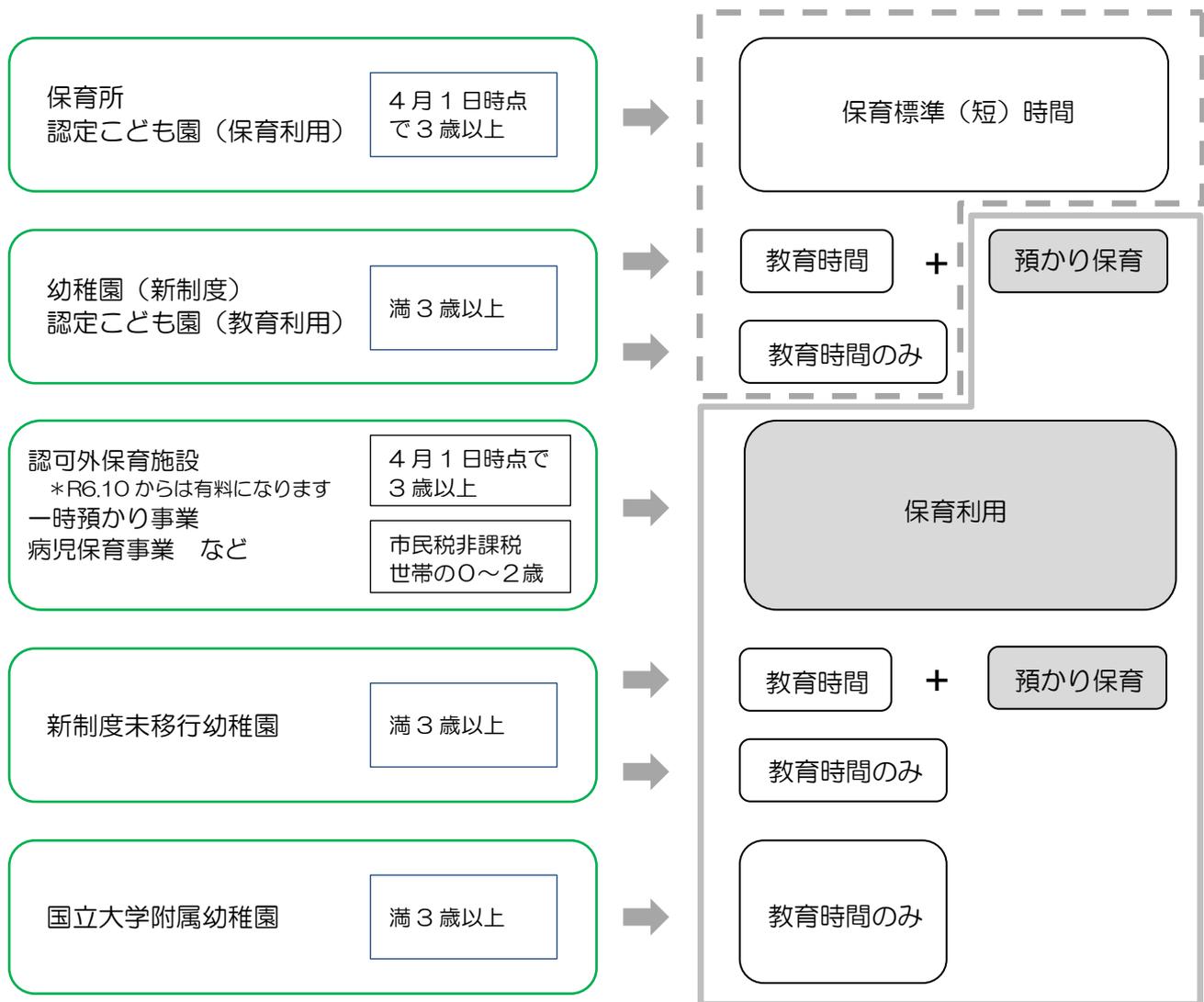
幼児教育・保育の無償化について

1 無償化の対象

教育・保育給付認定（施設を利用するための認定）を受けた3～5歳の子どもが、通常の教育・保育時間（預かり保育を除く）を利用する場合は、手続きをしなくても無料となります。

その他の施設やサービスの利用については、対象施設を、無償化のための認定を受けた子どもが利用した場合に、無料となります。

無償化の対象となるためには、施設等を利用する前に市に申請し、市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。



❗ 教育・保育給付認定（施設を利用するための認定）⇒無償化のための手続きは不要です。

□ 施設等利用給付認定（無償化のための認定）⇒無償化のための手続きが必要です。

■ 保育の必要性があると認定された場合に無償化の対象となります。満3歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子どもは、市民税非課税世帯のみ対象となります。

2 施設等利用給付認定（無償化のための認定）

子どもの年齢、保護者の就労状況等から、市が1号から3号までの3つの区分に認定し、施設等利用給付認定決定通知書を交付します。認定内容は、認定区分、保育を必要とする事由、有効期間です。

有効期間は保育を必要とする事由によって異なります。有効期間を過ぎると、無償化の対象とはなりません。

◆認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用する施設・事業
1号認定	保育の必要性がない満3歳以上の子ども	子ども・子育て新制度未移行幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部
2号認定	保育の必要性がある 4月1日時点で3歳以上の子ども	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業
3号認定	保育の必要性がある 4月1日時点で3歳未満の 市民税非課税世帯の子ども	

◆保育を必要とする事由

「保育の必要性がある」とは、保護者それぞれが保育を必要とする事由に該当することをいいます。保育を必要とする事由は2ページをご確認ください。

◆有効期間

基本的に1、2号認定は就学前まで、3号認定は3歳の誕生日後の最初の3月31日までとなります。ただし、保育を必要とする事由によって、有効期間が異なることがあります。3ページの「◆有効期間の表」をご確認ください。

3 給付方法と上限額

無償化分の給付方法は2種類あります。

◆償還払い

保護者が先に施設に利用料を支払い、保護者からの請求により市が無償化分を保護者に支払います。手順は次のとおりです。

- (1) 利用料を施設に支払います。
- (2) 施設から利用月ごとの「特定子ども・子育て支援提供証明書」、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」を受け取ります。
- (3) 施設等利用費請求書（償還払い用）に(2)の書類を添付して、施設経由又は市に直接提出します。
- (4) 市が請求の内容を確認し、無償化分を指定口座に振り込みます。

◆法定代理受領

施設が保護者に代わって市に無償化分を請求し、市が施設に支払います。

利用料が無償化上限額以内の場合は、保護者から施設への支払いはありません。上限額を超えた差額は、施設にお支払いください。

◆利用する施設等により、給付方法が異なります。

利用する施設・事業	給付方法	無償化上限額	
		2号認定	3号認定
幼稚園・認定こども園 (教育利用)の預かり 保育事業	法定代理受領	①から③のいずれか一番低い額 ①11,300円 ②利用日数×450円 ③月額利用料	
認可外保育施設、一時 預かり事業、病児保育 事業	償還払い	月額 37,000円	月額 42,000円
国立大学附属幼稚園		月額 8,700円	
未移行幼稚園	償還払い又は 法定代理受領 ※	月額 25,700円	

※利用する施設により異なります。

4 施設等利用給付認定(1・2・3号)申請に必要な書類

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1号認定</div> 子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第1号・第2号・第3号)	児童1人につき1枚
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2・3号認定</div> 子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	
保護者(申請者)と対象児童のマイナンバーがわかるもの	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載のある住民票など
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2・3号認定</div> 父母それぞれの保育を必要とする事由を証明するもの	10ページ【別表】の該当する保護者の状況により、必要な書類を提出してください。

利用開始後に必要な手続き

1 家庭の状況等が変わったとき

教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の申請内容に変更がある場合は、届出が必要です。

家庭の状況等の変更により、保育料（0～2歳）や副食費徴収免除の判定（3～5歳）が変わることがあります。

変更がある場合は、届出の翌月から適用となりますので、変更後、すみやかにこども未来係窓口にお越しください。

変更の内容	必要な書類
保護者・児童の住所・氏名が変わった	教育・保育給付（施設等利用給付）認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書
黒石市内で転居する	教育・保育給付（施設等利用給付）認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書
黒石市外に転出する	退所届 ※ 転出後、利用中の施設の継続利用を希望する場合も提出していただきます。転出先の市町村であらためて利用申請が必要となります。
世帯構成が変わった ・ 保護者の離婚 ・ 保護者の婚姻（事実婚を含む） ・ 祖父母の同居、別居 ・ 児童の弟妹の出生 ・ 保護者の単身赴任 など	教育・保育給付認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書 ※ 保護者の婚姻の場合は、配偶者の保育を必要とする事由を証明する書類（10ページ【別表】）が必要です。 ※ 新たに同居する家族がいる場合は、その方のマイナンバーがわかるものが必要です。
生活保護の受給開始又は廃止	教育・保育給付認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書
児童・保護者・同居家族が障害者手帳等の交付を受けた	教育・保育給付認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書、障害者手帳等の写し
障害者手帳等の交付を受けた家族が手帳等の対象とならなくなった又は同居しなくなった	教育・保育給付認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書

2 保育を必要とする事由（保護者の状況）が変わったとき

保育を必要とする事由が変わったときは、市に申請が必要です。

変更の申請により、保育料（0～2歳）、保育時間、認定期間が変わることがあります。

変更の申請があった場合、**15日までに市に申請すると、翌月からの適用**となりますので、変更がわかったら、すみやかにこども未来係窓口にお越しください。

変更の内容	必要な書類
就労状況が変わった ・勤務先 ・就労時間 など 求職中だったが新しく仕事を始めた	○教育・保育給付（施設等利用給付）認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書 ○就労証明書
育児休業を取得する場合で、既に保育を利用している子どもがいて、現在利用中の施設の継続利用を希望する場合	○教育・保育給付認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書 ○育児休業の期間がわかるもの ※勤務先が発行する育児休業期間についての通知 又は育児休業期間を記載した就労証明書
保育を必要とする事由が変わった ・仕事を辞めた（求職活動をする） ・出産する ・疾病、障がいによる ・同居家族等の看護、介護をする ・就学する、職業訓練を受講する など	○教育・保育給付（施設等利用給付）認定の申請内容の変更届・変更の認定申請書 ○保育を必要とする事由を証明する書類 ※10 ページ【別表】の該当する書類を提出してください。

3 現況届（年1回の手続き）

市から認定を受けて教育・保育施設を利用している方は、年1回の現況届の提出が必要です。

現況届は、保育を必要とする事由に引き続き該当していることや、家庭の状況等を確認するために提出していただきます。書類の提出がない場合や保育の必要性が確認できない場合は、保育所等を利用できなくなることがありますので、必ず提出してください。

必要な書類等は12月頃に施設をとおして配布する予定です。市外の施設に広域入所している児童には直接郵送します。